

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	選挙人名簿システムの導入等について
--------	-------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発）

**【報告】**

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：選挙管理委員会事務局）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	選挙人名簿システムの導入
<b>担当課</b>	選挙管理委員会事務局
<b>目的</b>	公職選挙法の改正（以下「法改正」という。）に伴い、選挙人名簿管理を小型電算により行う。
<b>対象者</b>	新宿区における選挙人名簿、在外選挙人名簿および国民投票の投票人名簿の名簿登録要件（下記のとおり）を満たす者
<b>事業内容</b>	<p><b>【現行】</b>          現在、選挙管理委員会ではホストコンピュータが提供する有権者データにより、選挙人名簿の管理を行っている。毎年 3、6、9、12 月及び選挙を行う場合に、名簿登録要件を満たす者について登録を行うほか、登録月以外の月ごとに名簿登録要件を満たさなくなった者について抹消処理を行っている。選挙時においては、ホストコンピュータで確定したデータを、投票所システム・期日前投票システムへ移行させ、投票事務を行っている。</p> <p><b>【問題点】</b>          今回の法改正によって、選挙権年齢が 18 歳に引き下げとなったため、選挙人名簿の名簿登録要件が変更となる。          さらに、国政選挙と国民投票を同時に執行する場合、選挙人名簿と国民投票における投票人名簿の名簿登録要件が異なっており、現行ホストでは二つの名簿を同時に管理する仕組みがない。          そのほか、在外選挙人名簿については、国外転出者が登録の対象となるためホストコンピュータ上で管理ができず、在外投票システム（アクセスファイル）で別途管理を行っており、国政選挙において在外選挙人を含めた選挙人の一元管理ができないことが課題となっている。          今後さらなる法改正も見込まれており、短期間では現行ホストのプログラム改修やテスト等の対応が困難である。</p> <p><b>【今後の対応】</b>          選挙人名簿管理業務を新たにシステム化することにより、住民基本台帳情報から自動で名簿登録要件を正しく判定し、適正に選挙人名簿を管理することや、国民投票における投票人名簿や在外選挙人名簿も含め、名簿登録要件が異なる名簿を一つのシステムで管理することが可能となり、名簿調製に係る事務処理の軽減及び正確な名簿登録処理を行うことができる。          既に、選挙人名簿システムの導入は 23 区中 20 区で実施されている。今回、導入予定のシステムは、既存の投票所システム・期日前投票システムを導入した業者が提供するパッケージソフトを採用することで、選挙人情報の一元管理を行うことができ、極めて短い期間に適正・適法な事務が求められる選挙時にあっても、効率的に事務処理を行うことができる。加えて、今後の法改正により機能追加の必要が発生した場合でも、今回導入予定のパッケージソフトのバージョンアップのみで即応することが可能である。          以上のことから、新たに「選挙人名簿システム」を導入し、区民サービスの向上、事務処理の効率化、運用コスト削減を図り、適正かつ公正な選挙業務を執行する。</p> <p>■ 対象者数          (1) 選挙人名簿登録者 約 262,200 名          (内訳)</p>

	<p>名簿登録者数（平成 27 年 6 月 2 日現在） 258,700 名  法改正に伴う見込登録者数（18 歳・19 歳） 約 3,500 名</p> <p>(2) 在外選挙人名簿登録者  名簿登録者数（平成 27 年 6 月 2 日現在） 1,055 名</p> <p>※国民投票の投票人名簿の調製については、国民投票の執行が決定した後に行う。</p> <p>■名簿登録要件</p> <p>(1) 選挙人名簿  国内に住所を有している年齢満 18 歳以上の日本国民で、その住民票が作成された日（他の区市町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き 3 カ月以上、その区市町村の住民基本台帳に記録されている者で、登録基準日現在、当該区市町村に住所を有する者</p> <p>(2) 在外選挙人名簿  年齢満 18 歳以上の日本国民で、その者を管轄する領事館の管轄区域内に引き続き 3 ヶ月以上住所を有する者  ※ただし、在外選挙人名簿への登録はその申請に基づき行なう</p> <p>(3) 国民投票の投票人名簿</p> <p>① 年齢満 18 歳以上の日本国民で、登録基準日（国民投票の期日前 50 日に当たる日）において、当該区市町村の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>② 年齢満 18 歳以上の日本国民で、登録基準日の翌日から 14 日以内に当該区市町村の住民基本台帳に記録された者で、登録基準日においてどの区市町村の住民基本台帳にも記録されていない者</p> <p>■ 選挙人名簿システム運用のイメージ  別紙「資料 2 2 - 1」のとおり</p>
--	--

## 件名 選挙人名簿システムの導入について

保有課 (担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	選挙人名簿管理
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区における選挙人名簿・在外選挙人名簿および国民投票の投票人名簿の登録要件を満たす者</p> <p>2 記録項目          &lt;選挙人・投票人&gt;          住民番号・氏名・性別・生年月日・世帯番号・世帯主氏名・住所・区民年月日・転入届出日・異動日・異動届出日・異動事由・前住所・転出先住所・本籍・名簿登録日・投票区・簿冊・頁・番号          &lt;在外選挙人&gt;          申請先・氏名・生年月日・性別・外国住所・定住年月日・国内最終住所・国外転出年月日・本籍・選挙人証住所・送付先住所・連絡先電話番号</p> <p>3 記録するコンピュータ 情報政策課設置サーバ (新宿区情報システム統合基盤上で運用する。)</p>
新規開発・追加・変更の理由	平成27年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の18歳引き下げに際し、名簿管理を確実かつ効率的に行うため。
新規開発・追加・変更の内容	<p>次に掲げる事業について、対象者の登録及び管理、帳票の印刷、データファイル出力及び統計処理を行う「選挙人名簿システム」をパッケージソフトで導入する。</p> <p>1 国政選挙、地方選挙に関する選挙人名簿の調製、管理及び運用          2 国民投票に関する投票人名簿の調製、管理及び運用          3 在外選挙人名簿の調製、管理及び運用          4 検察審査会審査員候補者予定者名簿調製用データの作成          5 裁判員候補者予定者名簿調製用データの作成</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。          2 導入作業において、実データを使用した検証作業は職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。</p>
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成27年10月から (補正予算案議決後) システム機器の設置及び導入作業          平成28年 2月まで 導入及び検証作業完了          平成28年 3月以降 システム運用</p>

## 件名 選挙人名簿システムの導入に係る業務の委託について

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	選挙人名簿管理システム
委託先	行政システム株式会社 東京支店 (プライバシーマーク・ISMS・ISO/IEC27001 取得済)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<選挙人・投票人> 住民番号・氏名・性別・生年月日・世帯番号・世帯主氏名・住所・区民 年月日・転入届出日・異動日・異動届出日・異動事由・前住所・転出先住 所・本籍・名簿登録日・投票区・簿冊・頁・番号 <在外選挙人> 申請先・氏名・生年月日・性別・外国住所・定住年月日・国内最終住所・ 国外転出年月日・本籍・選挙人証住所・送付先住所・連絡先電話番号
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	1 選挙人名簿システムの専門知識と技術を持つ民間業者に委託することにより、下記委託内容を迅速かつ効率的に行うことができる。 2 上記委託先は投票所システム及び期日前投票システムの導入業者であり、当該システム及び連携について熟知しており、当該委託先以外の者による下記委託内容の実施が困難である。
委託の内容	次に掲げる事業について、対象者の登録及び管理、帳票の印刷、データファイル出力及び統計処理を行う「選挙人名簿システム」の導入作業を委託する。 1 国政選挙、地方選挙に関する選挙人名簿の調製、管理及び運用 2 国民投票に関する投票人名簿の調製、管理及び運用 3 在外選挙人名簿の調製、管理及び運用 4 検察審査会審査員候補者予定者名簿調製用データの作成 5 裁判員候補者予定者名簿調製用データの作成
委託の開始時期及び期限	平成27年10月15日 から 平成28年3月31日まで(予定)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 導入作業において、実データを使用した検証作業は職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 上記委託内容の業務の遂行に当たり、テスト作業及び本番データの移行作業は、選挙管理委員会及び情報政策課において行わせることとし、区職員が立ち会うこととする。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

**(業務に関する報告)**

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従業員に対する教育)**

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。